

奈良国立文化財研究所文部技官 坪井清足

史跡とは 十万年を単位とするはるかな時代から現在にいたる永い時の経過の中で、われわれの祖先がこの国土で様々な生活を営んだ姿をのこした歴史的記念物が史跡である。それぞれの史跡の姿は祖先が種々の時代の環境や社会に対しいかに適応してきたかを端的に表現したものであり、記録ののこされた歴史の数十倍も古い人々の生活をそれによつて知るばかりでなく、記録ののこされた時代についても、それにつくせない具体性を表わすものとして重要な意味をもつものである。

史跡といわれるものに大きくわけて二種類がある。その一つは現在その他に何等かの形で遺構が存在する城塞、寺院、邸宅、古墳などで、一般の人々が考える史跡とほぼこれにあたる。他の一つは永い歴史の変遷によつて、かつての遺構が地上に何等の形を表わしていないで、地下に埋没している場合である。遺物包含地、貝塚、洞窟遺跡、泥炭遺跡などがこれにあたり、先史、原史時代の主要な遺跡はほとんどこの類に含まれる。前者は古墳などを除いて、主として歴史時代の史跡として扱うことができる。これに対して後者は主として考古学の対称となつてきたもので、遺跡とよばれるものであり、今問題となつている史跡は主にこの類のものである。

遺跡と保護行政 それでは遺跡の数は全国的にどのぐらいあるのであろうか。この点についてはわが国には未だたよるべき統計すらできておらず、ようやく数年前より国の文化財保護委員会が各府県に依嘱して資料の作製中というはなはだ心細い状態である。昭和5年の「日本石器時代遺物発見地名表」には19,754遺跡が登録されているが、今日ではその倍近い遺跡が確認されている。古墳についても完備したものは公表されておらず、大阪府の1,200、愛知県の1,600、岐阜県の1,800、という数字からみて、全国で数万基の古墳があったと考えてよいであろう。7～8世紀頃の寺院、城柵跡は全国で約900カ所を数えるがその他の集落跡などについては明確な数字は出ていない。

このように無数といつてよい遺跡について現在どのような保護措置がとられているのであろうか。1919年に出された「史跡名勝天然記念物保存法」によつて全国の顕著な史跡が法の指定により保護されることになり、1950年制定の「文化財保護法」にうけつがれている。現在これによつて国が指定した史跡の総数767件、そのうち特に重要なもの50件は特別史跡に指定されている。史跡のうち半数48%は社寺、城館、旧邸宅、墓等の歴史時代関係のもので、考古学的な遺跡は52%である。ところがこれを時代別にみると、旧石器時代の遺跡はその研究の歴史が戦後の約10年間の短いものであるため全くないのは仕方がないが、全国で万をこえる縄文時代の遺跡は40件、5%、彌生式時代の遺跡にいたつては8カ所1%という有様である。指定件数の最も多い古墳ですら188件で、指定物件の26%を占めるとはいえ、全国の古墳の1%に満たない数しか指定を受けていない有様である。寺院遺跡の場合には総遺跡数の14%を指定されていることになる。宮跡と奈良、平安時代の城

塞については現在遺構の知られたものの大半が指定されているが、当時の工業生産の最も顕著な遺跡である窯跡については全国約2万のうち数カ所しか指定を受けていない。このようにみるときに、指定史跡の現状は全国の遺跡の中で先史時代のそれがきわめて少く、これらの保存にはほとんど注意がはらわれていないといえる。さらに問題は指定を受けたものについても現行法規の規制力がきわめて弱く、指定物件も法の無視が往々にみられるのみならず、地元の利益を口実とした破壊を容認せざるをえない例が相当みられる状況である。

遺跡破壊の現状とその対策　これらの史跡に対して最近のわが国の発展力は大きな破壊力として作用し、特に大都市近郊の史跡は壊滅寸前である。一例として大阪府をあげるならば、大阪府は奈良県とならんで全国で最も重要な古墳の分布地であるが、毎年約50基の古墳が消滅しつつある。この数字はたまたま府当局の知りえた数字であつて、今まで余り利用価値のなかつた山麓や丘陵の利用度の進展からみて、20年後には皇陵と指定史跡の約50基を除いては全滅することが予見できる。同様のことは千葉県の市川市から千葉市をへて木更津にいたる東京沿岸の貝塚についてもいえる。同地域に全国貝塚数の30%にあたる550の縄文時代の貝塚があり、ことに代表的な巨大な環状貝塚がつつらなつている。しかしこれも京葉工業地帯の造成計画によつて、はたしてどの程度残りうるかが問題である。

こうした建設事業の進展に対処して、文化財の保存はいかにすべきであらうか。第一にすべきことは先にもふれた全国の遺跡の分布表を一日も早く完成して、一般の認識をもとめ、その中の重要なものについては体系的な指定をおこない、それらを史跡公園などとして積極的に活用保存の道をこうじ、建設事業にさいしては先ずこれをさけることが望ましい。しかし知りえたすべての遺跡を保存することは日本の現状では不可能であるので、やむをえないものについては事前に調査をし、万全の記録を後世にのこすことが現在われわれのなすべき最小限の義務であらう。この点で現在最も難渋している破壊される遺跡の記録体制を国において確立することが急務である。